

広島駅周辺の水辺のにぎわいづくりに向けた事業手法等調査・検討業務 基本仕様書

1 業務名

広島駅周辺の水辺のにぎわいづくりに向けた事業手法等調査・検討業務

2 業務の目的

広島駅周辺の水辺は、広島駅を利用して訪れた者が最初に目に触れる河川であり、広島を印象付ける重要なエリアである。平成31年3月に改定した「水の都ひろしま」推進計画では、広島駅周辺の水辺を「水の都」の玄関口にふさわしい象徴的な空間とするため、民間による恒常的かつ自立的なにぎわいの創出、水辺空間の整備などに取り組むこととしている。

現状では、県市が連携して護岸や河岸緑地を整備し、民間主導で「川の駅」でのイベント実施等を行ってきたが、恒常的ににぎわいが生まれているといった状況には至っていない。

また、この地区では、河川空間の活用に関して、全体的なプランや見通しがなく、にぎわい創出するための事業を実施する上で必要と考えられる電源や上下水道などのインフラも整備されていない。

このため、「美しい川づくり」将来ビジョン（平成27年6月策定）及び「水の都ひろしま」推進計画を踏まえ、広島駅周辺の水辺において、民間による恒常的かつ自立的なにぎわい創出に向け、実現性が高く集客力ある事業形態・内容、利活用ゾーンの設定、回遊性の向上策等を検討するとともに、その実現に必要な河川空間の整備の方向性を事業プランとして取りまとめるものである。

3 業務期間

契約締結の日から240日

4 検討対象地区

広島駅南口駐輪場から荒神橋までの猿猴川左岸の河岸緑地（別図参照）

※ ただし、必要に応じて、右岸側や河岸緑地の周辺を含めた事業検討も可とする。

5 業務内容

(1) 現状把握、先行事例調査

検討対象地区のインフラ整備等の状況やその周辺を含む今後の整備等の予定、利活用を検討する上での法令上の制約、平成29年10月から「川の駅」（BIG FRONT 前河岸緑地）で月1回程度実施しているイベントの課題等を整理するとともに、先進地への視察やヒアリングにより官民連携の先行事例を調査・整理する。

(2) 民間事業者の参画意欲等の確認

事業への参画が想定される民間事業者に対するヒアリングやアンケート調査を綿密に行い、広島ならではのキーコンテンツを発掘するとともに、民間事業者の事業への参画意欲を確認する。

(3) 地域住民のニーズの確認

幅広い世代の地域住民に対するヒアリングやアンケート調査を綿密に行い、検討対象地区の利活用に関する地元ニーズをとりまとめる。なお、とりまとめの段階で少なくとも1回以上、地域の有志住民を集めた会合を設定し、意見集約を図る。

(4) にぎわい創出に資する水辺の利活用策の検討・中間報告

検討対象地区において、民間事業者の自律的な取組により、恒常的ににぎわいの創出されるよう、(1)から(3)の結果を踏まえて、集客力のある事業形態や回遊性の向上策を検討した上で、水辺空間の概略設計を含めた水辺の利活用策を3案以上作成し、中間報告する。

(5) 事業プラン及び実施スケジュールの作成

(4)で作成した利活用策ごとに、運営等手法としてPPPの導入可能性を検討するとともに、必要な施設の概算整備費を含む事業収支等を踏まえた事業プラン及び完成時期を見据えた実施スケジュールを作成する。

(6) 事業プランについての市場調査等の実施

(5)で作成した事業プランについて、市場調査・歩行者通行量調査等による集客予測や民間事業者にとっての採算性の検証を行い、民間事業者の参画意欲を確認するとともに、少なくとも1回以上、地域の有志住民を集めた会合を設定し、事業プランについての地域住民の意見聴取を行い、事業プランごとにメリットやデメリット、実現可能性等を整理する。

(7) 総合評価

(6)の結果を踏まえた総合評価を行い、事業プランごとに、事業が実現した際のイメージパースを作成する。

(8) 報告書の作成

(1)から(7)までの内容を取りまとめ、印刷物（簡易製本）10部及び電子媒体（CD-Rを原則とする）2部を提出する。

6 スケジュール

業務に係るスケジュールは以下のとおり想定している。ただし、業務の進捗状況等により変更することもあり得る。

契約締結からの期間	内 容
契約締結から1か月以内	(1) 現状把握、先行事例調査
契約締結から3か月以内	(2) 民間事業者の参画意欲等の確認 (3) 地域住民のニーズの確認
契約締結から4か月以内	(4) にぎわい創出に資する水辺の利活用策の検討・中間報告
契約締結から5か月以内	(5) 事業プラン及び実施スケジュールの作成
契約締結から6か月以内	(6) 事業プランについての市場調査等の実施
契約締結から7か月以内	(7) 総合評価
契約締結から8か月以内	(8) 報告書の作成

7 報告書等提出場所

広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当（本庁舎5階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
Tel 082-504-2676 Fax 082-504-2253
電子メール kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp

8 業務を進める上での留意事項

- (1) 採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 本業務における打合せは、業務着手時のほか必要に応じて月1回を目安に適宜行う。
- (3) 業務を進める上で必要となる資料やデータ等は、受注者の求めに応じ、発注者が提供の可否を判断した上で可能なものは提供する。
- (4) 受注者は、業務を進めるに当たり、段階的な方向性を決定する際には、それまで実施した調査・分析等について、一定の成果を取りまとめ、発注者に提出することとする。なお、提出日の詳細や成果の熟度等については、発注者と協議の上、決定することとする。
- (5) 5の(3)及び(6)で実施した会合並びに本市との協議の終了後は、受注者が議事録を作成し、速やかに提出し、本市の承認を得ること。また、庁内外の会議等に際して、発注者から受注者へ業務進捗状況についての報告を求める場合には、必要な資料を作成すること。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、受注者は契約締結日から10日以内に実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

- (2) 受注者は本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- (3) 成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は全て受注者の責任において処理するものとする。
- (5) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。
- (6) 受注者は広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。

広島駅周辺の水辺のにぎわいづくりに向けた事業手法等調査・検討業務
検討対象地区

